

令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 務 署 長

㊟